

【資料2】 指導原則における人権「回復」過程・対応
 — 傷つきやすい（ヴァルネラブルな）人びとの視点から

主体・対応 過程	国の人権保護義務	企業の人権尊重責任
<p>①〔人権保護・<u>尊重基盤整備</u>〕</p>	<p>(原則 1) *領域・管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害〔私注:<u>国家による人権侵害に言及せず</u>〕から被侵害者を保護する国家の義務。 *実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じて人権侵害を防止・捜査・処罰・補償するために適切な措置をとる必要がある。 (原則 2) *国家は、その領域・管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待（見込み、切望?）を明確に表明すべき（should set out clearly the expectation）である〔私注:<u>企業に法的義務は課さないことの表明</u>〕。 (原則 3) *国家は保護義務を果たすため、次のことを行う。 (a)人権を尊重し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあればそれに対処することを企業に求めることを目指すか、またはそのような効果を持つ法律を執行する。 (b)会社法などその他の法律及び政策は、<u>企業に人権の尊重を強制せず、企業が人権を尊重できるようにする</u>〔私注:<u>企業に法的義務は課さないことの表明</u>〕。</p>	<p>(原則 11) *企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する。 (原則 12) *人権を尊重する企業の責任は、<u>国際的に認められた人権</u>に拠っている。</p>
<p>②〔事前対応〕 人権への負の影響の回避責任</p>		<p>(原則 13) *人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める。 (a) 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。 (b) たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める。 (原則 15) *人権を尊重する責任を果たすために、企業は、その規模及び置かれている状</p>

		<p>況に適した方針及びプロセスを設けるべきである。それには以下のものを含む。</p> <p>(a) 人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント</p> <p>(b) 人権への影響を特定し、防止し、軽減し、どのように対処するかについて責任を持つという人権デュー・ディリジェンス・プロセス</p> <p>(c) 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とするプロセス</p>
<p>人権デュー・ディリジェンス</p>		<p>(原則 17)</p> <p>*人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、対処方法に責任をもつため、企業には人権デュー・ディリジェンス実施責任がある。</p> <p>*そのプロセスには、①<u>実際の</u>または<u>潜在的な</u>人権への影響を考量評価、②その結論の実施、③その結果の検証、④負の影響への対処法の周知、を含めるべきである。</p> <p>(原則 18)</p> <p>*<u>人権リスク</u>計測のため、企業に関わる可能性がある、現実のまたは<u>潜在的な</u>人権への<u>負の影響</u>を特定し<u>評価</u>すべきである。</p> <p>(原則 19)</p> <p>人権への負の影響を防止し軽減するため、企業はその<u>影響評価の結論</u>を、<u>全社内部門及びプロセス</u>に組み入れ、適切な措置をとるべきである。</p> <p>(原則 20)</p> <p><u>人権への負の影響</u>が対処されているかどうかを検証するため、企業はその<u>対応の実効性</u>を追跡評価すべきである。</p> <p>(原則 21)</p> <p>企業は、その事業や事業環境が人権に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合これへの取り組み方法を公式に報告すべきである。</p>
<p>③〔人権侵害進行中の対応〕</p> <p>負の影響の是正</p>		<p>(原則 22)</p> <p>*企業は、負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、正当なプロセスを通じてその<u>是正</u>を提供するか、<u>是正</u>に協力</p>

(remediation)		すべきである。
		<p>(原則 24)</p> <p>*人権への実際及び潜在的な負の影響への対応策に優先順位をつける必要がある場合、企業は、第一に最も深刻な影響または対応の遅れが是正を不可能とするような影響を防止し、軽減するよう努めるべきである。</p>
<p>④〔事後対応〕 救済に関する 基本原則</p>	<p>(原則 25)</p> <p>*ビジネスに関連した人権侵害から保護する義務として、国家は、その領域・管轄内において侵害が生じた場合に、司法、行政、立法その他のしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるように、適切な措置をとらなければならない。</p>	
<p>国家基盤型の 司法メカニズム</p>	<p>(原則 26)</p> <p>*国家は、企業活動に関連した人権侵害に対処する際に、国内の司法メカニズムの実効性を確保するため、救済へのアクセス拒否になるような法的、实际的その他これに関連するような障壁を減らすための方策を考えるなど、しかるべき手段をとるべきである。</p>	
<p>国家基盤型の非 司法的苦情解決 メカニズム</p>	<p>(原則 27)</p> <p>*国家は、ビジネスに関連した人権侵害を救済するための包括的な国家制度の一部として、司法的メカニズムと並行して、実効的で適切な非司法的苦情処理メカニズムを設けるべきである。</p>	
<p>非国家基盤型の 苦情解決メカニ ズム</p>	<p>(原則 28)</p> <p>*国家は、ビジネスに関連した人権侵害を取り扱う、実効的な非国家基盤型苦情処理メカニズムへのアクセスを促進する方法を考慮すべきである。</p>	<p>(原則 29)</p> <p>*苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、企業は、負の影響を受けた個人及び地域社会のために、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立し、またはこれに参加すべきである。</p> <p>(原則 30)</p> <p>*産業団体、マルチステークホルダー、及びその他が関わる協働型の取組みで人権に関連する基準の尊重を基礎にするものは、実効的な苦情処理メカニズムを備えているべきである。</p>

<p>非司法的苦情解決メカニズムに関する実効性の基準</p>	<p>(原則 31)</p> <p>*非司法的苦情処理メカニズムは、その実効性を確保するため、国家基盤型及び非国家基盤型を問わず、次の要件を充たすべきである。</p> <p>(a) 正統性、(b) アクセスできること、(c) 予測可能性、(d) 公平性、(e) 透明性、(f) 権利適合性、(g) 継続的学習の源となること。事業レベルでのメカニズムは、(h) 約束と対話にもとづくこと。</p>
--------------------------------	---